

公的年金シリーズ 第3弾
いまから知っておきたい
障害年金の基礎知識

資料作成： 特定社会保険労務士 三宅 明彦

目次

■ 1. はじめに.....	1
■ 2. 障害年金の基礎.....	2
■ 3. 障害年金の見直しについて.....	5
■ 4. 民間保険の活用.....	6
■ 5. まとめ.....	6

公的年金シリーズ 第3弾

いまから知っておきたい

障害年金の基礎知識

■ 1. はじめに

公的年金は老後の生活を支える「老齢年金」をイメージする方が多いかもしれませんが、万が一、ご自身が亡くなってしまった場合に遺族を支える「遺族年金」と不運にも病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取れる「障害年金」もあります。今回は「障害年金」にスポットを当ててみたいと思います。

高齢化が進み、障害を持つ方は増えていますが、公的年金から障害年金が受けられるのは原則65歳までに障害の状態になった場合になります。簡単に言うと現役中に障害者になった場合の保障といえるでしょう。

障害年金は、原則、公的年金の被保険者期間中に障害の状態になり、障害認定日に障害等級に該当している場合に支給される給付で、障害になられた方の生活の安定が目的で、税法上も非課税扱いになっています。

しかし、公的年金の障害年金はかなり症状が重くないと対象になりません。また、身体障害者福祉法などに基づく障害者手帳の等級とは異なります。ですから、障害者手帳の等級が2級だからといって公的年金の障害等級も2級になるわけではありません。

それから、障害年金は、請求手続きをしないと受けることはできませんが、障害年金が受けられることをご存じない方もいらっしゃいますし、ご自身で障害等級に該当しているかまで判断することは至難の業だと思われるので、かなり遅れて請求をする方が多いのも事実です。

一般的に、障害者になると働くことが困難になってしまいますので、安定した収入を得ることが難しくなります。よって、障害者にとっては、生活費としては充分とはいえないかもしれませんが、年金があることが心の拠り所と安心材料になっていることも忘れてはいけない事実です。

では、これから障害になった場合に支給される障害給付について、押さえておきたい基本事項を説明します。

■ 2. 障害年金の基礎

(1) 障害年金とは？

病気やケガで障害状態になった場合に受給できる年金ですが、かなり重い症状でないと受給できません。簡単に言うと、普通の仕事ができないような状態になった場合とだけ思えばよいでしょう。また、繰り返しになりますが障害者手帳の障害等級とは異なりますので、注意が必要です。

① 障害給付の種類

国民年金には1級と2級の障害基礎年金があり、厚生年金（一元化前の共済年金を含む）には1級と2級と3級の障害厚生年金と障害手当金があります。

1級・2級の障害年金は、各年金制度とも同じ程度の病気やケガに対して受給できますが、3級の障害年金と障害手当金は厚生年金独自のものです。

では、図にしてみます。

☆障害給付の概略図

* 国民年金の障害給付	* 厚生（共済）年金の障害給付		
(1級・2級の人)	(1級・2級の人)	(3級の人)	(一時金の人)
障害基礎年金	障害厚生年金 障害基礎年金	障害厚生年金	障害手当金

② 障害の程度は？

どの程度の障害になると受給できるのか、というところかなり重い症状でないと受給できませんので、以下に簡単に説明をします。

☆「障害等級表」（国年令別表・厚年令別表）による

障害の程度		障害の状態	障害の程度
1級	➔	常に介護がないと日常生活ができない程度	1号～11号
2級		日常生活に著しい制限を加える程度	1号～17号
3級		労働に著しい制限を加える程度	1号～14号
手当金		労働に制限を加える程度	1号～22号

さらに詳しくは厚生労働省で定めている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」により判断されますが、この基準は必要に応じて随時改定されています。

(2) 障害年金の受給要件と受給額

① いつから受給できるのか

いつから受給できるのかというと、病気の場合は初診日（初めて医師の診療を受けた日）から1年6カ月が経過した日を障害認定日といい、この日の翌月から受給できるようになります。

ケガの場合はケガが治った日（症状が固定した日）から受給できますの

で、1年6カ月が経過していなくても受給できるようになります。

また、人工透析をした場合は、人工透析をした日から3カ月経過した日が障害認定日になり、心臓ペースメーカー・人口弁・人工肛門を着装した場合、人工膀胱または尿路変更手術をした場合、人工骨頭・人工関節について挿入または置換した場合、肢体の外傷で切・離断した場合（障害手当金は創面治癒日）、喉頭全摘出をした場合、在宅酸素療法を開始した場合は、その日が障害認定日になり、脳血管障害による運動機能障害は6カ月経過以後の症状固定日が障害認定日になります。

そして、障害認定日には症状が軽くて年金等が受給できなかった場合であっても、65歳になるまでに症状が悪化した場合には請求をすれば年金が受給できるようになります（これを事後重症の障害年金といいます）。ですから、1度の請求で認められなくても、何度も請求してみることをおすすめします。

② 障害年金が受給できる条件は

1. 国民年金の障害基礎年金

- ① 国民年金に加入中の病気やケガの場合。
- ② 60歳以上65歳未満の人で、日本に住んでいる間の病気やケガの場合（**老齢基礎年金の繰上げ受給をしていないこと**）。

ただし、①・②とも初診日前の保険料を納めた期間と免除をされた期間が、保険料を納めなければならない全期間の2/3以上あることが条件です。また、令和8年3月31日までは初診日前1年間に未納期間がなければ受給できます。

2. 厚生年金の障害年金（手当金）

厚生年金に加入中の病気やケガに対して支給されますが、1級・2級の場合には障害基礎年金も同時に受給できます。

障害手当金は、厚生年金に加入中の病気やケガが5年以内に治って3級より軽い障害が残った場合に一時金として支給されます。

ただし、厚生年金は、初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間がある場合には、全期間の2/3以上が納めた期間と免除をされた期間であることが条件です。また、令和8年3月31日までは初診日前1年間に未納期間がなければ受給できます。

③ 障害年金の支給金額

1. 国民年金から受給できる場合（障害基礎年金）

等級		金額
1級	➡	1,020,000円+子の加算
2級		816,000円+子の加算

子の加算は18歳到達年度の年度末までにある子（20歳未満の障害者

の子) がいる人に加算されます。

金額は、子2人までは1人につき234,800円、子3人目以降は1人につき78,300円になります。

2. 厚生年金から受給できる場合 (障害厚生年金)

1級と2級の人には、厚生年金と国民年金の両方から年金が受給できます。

等級		金額
1級	➔	障害厚生年金×1.25+加給年金(*注)+ 1,020,000円+子の加算
2級		障害厚生年金+加給年金(*注)+ 816,000円+子の加算
3級		障害厚生年金
障害手当金		3級の障害厚生年金×2

(*注) 加給年金は配偶者(65歳未満で年収が850万円未満)がいる人には、234,800円が加算されます。

障害厚生年金の計算式

- ① 平均標準報酬月額(給与の平均)×7.125/1000×
平成15年3月までの加入月数
 - ② 平均標準報酬額(給与+賞与の平均)×5.481/1000×
平成15年4月以降の加入月数
- *①+②が受給額になります。

なお、加入月数が25年(300月)未満の場合には、以下のように計算します。

$$(\text{①の年金額} + \text{②の年金額}) \times 300 / (\text{①の加入月数} + \text{②の加入月数})$$

また、3級の障害厚生年金と障害手当金には最低保障額が決められていて、3級の障害厚生年金は612,000円、障害手当金は1,224,000円になっています。

(3) 障害年金の請求書類

障害年金の請求に必要な書類はかなりありますが、最も重要な書類が医師の診断書です。診断書は病状をよく把握しているかかりつけの医師に書いてもらうのがよいでしょう。

その他には、病歴・就労状況等申立書や住民票の写し(世帯全員のもの)や受診状況等証明書(初診日の証明書)等が必要になります。

◆診断書は8種類ある

障害年金の請求には、日本年金機構所定の診断書を使用して提出します。診断書の用紙は年金事務所や市区町村の国民年金担当窓口にあります。診断書の用紙の種類は8種類あり、症状によって異なりますから事前に確認をし

ておくとよいでしょう。

- ① 眼の障害用（様式120号の1）
 - ② 聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・言語機能の障害用（様式120号の2）
 - ③ 肢体の障害用（様式120号の3）
 - ④ 精神の障害用（様式120号の4）
 - ⑤ 呼吸器疾患の障害用（様式120号の5）
 - ⑥ 循環器疾患の障害用（様式120号の6-1）
 - ⑦ 腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用（様式120号の6-2）
 - ⑧ 血液・造血器その他の障害用（様式120号の7）
- ☆ 診断書は障害認定日以降3カ月以内の現症。障害認定日から1年以上経過して請求する場合は、さらに請求日以前3カ月以内の状態の診断書が必要です。
- ☆ 事後重症請求の場合は、請求日以前3カ月以内の状態の診断書が必要です。
- ☆ また、診断書作成には費用がかかりますが、およそ1万円前後です。

■ 3. 障害年金の見直しについて

現在、障害年金の見直しが議論されていて、来年（令和7年）の法律改正で変更される予定で進んでいます。確定した内容ではありませんが、大枠を説明します。

（1）初診日の取扱いについて

障害厚生年金において、保険事故の発生日点を初診日とすることを維持しつつ、延長保護や長期要件（注）を認めるべきかどうかを検討しています。

（注）

- *延長保護とは、被保険者資格喪失後の一定期間内に初診日があれば、被保険者資格喪失後の保険事故発生も給付対象にする考え方。
- *長期要件とは、厚生年金保険料の納付済期間が一定以上あれば、被保険者資格喪失後に保険事故が発生した場合であっても、厚生年金の給付対象にする考え方。

（2）事後重症の場合の支給開始時期の取扱いについて

事後重症の場合でも、障害等級に該当するに至った日が診断書で確定できるのであれば、その翌月まで遡って障害年金を支給することを認めるべきかどうかを検討しています。

- ※事後重症の遡及化を検討するに当たっては、（事後重症と同様に）請求月の翌月から障害年金が支給される「基準傷病」についても合わせて検討されています。

(3) 直近1年要件の取扱いについて

保険料納付要件である直近1年要件について、令和8年3月31日が当該措置の期限となっています。次期制度改正に向けて、これまでと同様に10年間の延長をすべきかどうかを検討しています。

(4) 障害年金受給者の国民年金保険料免除の取扱いについて

障害等級が2級以上の受給者の場合、国民年金保険料については法定免除となり納付することを要しませんが、障害の状態が65歳前に軽減し、障害基礎年金の支給が停止された場合、65歳以降は、法定免除期間について保険料納付済期間に算入されずに減額された老齢基礎年金を受給することになるため、法定免除期間について保険料納付済期間と同じ扱いにすべきかどうかを検討しています。

■ 4. 民間保険の活用

障害者になってしまった場合には働くことが困難になり、安定した収入を得ることが難しくなります。よって、障害者にとっては、年金があることが心の拠り所と安心材料になっていることは間違いありませんが、生活費としては充分とはいえないかもしれません。

そこで、民間保険としては、3大疾病や介護状態や身体障害状態になった場合の所得の減少等に対して備える保険に加入することや、障害保障特約・傷害特約を付加するという方法が考えられますので、検討してみてください。

■ 5. まとめ

これまで3回にわたって「知っておきたい、老齢年金・遺族年金・障害年金の基礎知識」と題して掲載させていただきましたが、参考になりましたでしょうか。

まずは公的給付があり、その不足分を補うのが私的給付ですから、公的給付についての知識がないと私的給付の正しい選択もおぼつかなくなります。公的給付だけでは生活は厳しい時代ですので、私的給付の必要性は高くなってきていると思われませんが、必要以上の保障を得ようとすると高い保険料を払わなければならないようになります。よって、ご自身に合った保険を選択すればよいのですが、保険商品の種類はあまりに多いのでよくわからない、というところが実際でしょうか。

そのような場合は、最寄りの保険会社などにご相談いただくことも検討してみたいでしょうか。

それでは、3回にわたりご購入いただきまして、ありがとうございました。

【著者プロフィール】三宅 明彦（みやけ あきひこ）

特定社会保険労務士。大学卒業後、サラリーマンを経て、平成4年に社会保険労務士資格を取得し開業。平成18年に特定社会保険労務士を取得。

各金融機関や社会保険労務士会等にて年金セミナー・年金研修・年金相談講師を主に行い、企業の労務管理や雑誌の執筆も行なっている。TV・ラジオ出演があり、著書・DVD等も多数刊行している

主な著書等：「年金制度・年金改革総まとめ」（中央経済社）、「令和2年度公布 公的年金制度改革解説と想定相談事例集 DVD版」（日本法令）等

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局
